

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について (★)

①公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について

総合的な雇用対策を検討していくため、「大阪雇用対策会議」の実務者会議を開催すること。

また、持続的な賃上げをめざし、「大阪版政労使会議」において共同宣言や連携協定の実施などの社会的メッセージ発信を行うこと。

(回答)

総合的な雇用対策を議論していくことは重要であります。実務者会議の開催については、構成団体の理解を得ることが欠かせないことから、引き続き構成団体を訪問し、意見を十分に伺いながら検討しております。

賃上げについては、本年2月の「大阪政労使の意見交換会」において、知事自ら府内経済団体等に対し、適切な価格転嫁の促進及び持続的な賃金引上げの実現に向けて協力を要請するとともに、政労使が一丸となって賃金引上げに向けて取り組むことが重要との認識を共有しました。

この他にも、様々な機会をとらえ、経済団体等に対し賃上げを働きかけていきます。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課 (下線部回答)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について (★)

②人材の確保とマッチング機能の強化について

「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、業種・業界全体の人材確保につなげること。

また、インバウンド対応業種や、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

(回答)

※下線部について回答

大阪府では、「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた各種事業を実施しております。

介護人材確保・職場定着支援事業として地域医療介護総合確保基金を活用し、大阪福祉人材支援センターに専門的知見を有するキャリア支援専門員を配置し、地域関係機関との連携強化や一般大学生、資格取得者等への働きかけにより介護業界へのマッチングを図っております。また、大阪労働局やハローワークとの連携を強化し、合同面接会やセミナーを実施しております。

今後とも、介護人材の安定的な確保・定着を図るため取組みを推進して参ります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について (★)

②人材の確保とマッチング機能の強化について

「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、業種・業界全体の人材確保につなげること。

また、インバウンド対応業種や、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

(回答)

大阪府では、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向け、医師不足対策を総合的・効果的に実施することを目的に設置した地域医療支援センターを運営するなど、医師確保の取り組みを進めています。

また、ナースセンターにおいて、無料職業紹介や再就業を図るための各種講習会、就職相談会の開催等による潜在看護師の復職支援を行うほか、近い将来、定年を迎える看護師等に対してセカンドキャリア支援を実施しています。さらに求人側に対しても講習会開催等により働きかけを行い、定年後も働き続ける意欲の高い看護職員の就業を支援しています。

医師・看護師の定着支援策としては、子育てによる離職を防止するため、病院内保育所を運営する医療機関に対する補助事業を行うほか、大阪府医療勤務環境改善支援センターを設置し、働きやすい勤務環境整備に関する相談対応など、府内の医療機関における勤務環境の改善に向けた取り組みを支援しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について (★)

②人材の確保とマッチング機能の強化について

「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、業種・業界全体の人材確保につなげること。

また、インバウンド対応業種や、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

(回答)

「大阪人材確保推進会議」を令和 5 年 11 月に開催し、女性、高齢者の就業促進をメインターゲットに置き、構成団体が連携して人材確保に取り組む方向性を確認しました。2 月には合同企業説明会「OSAKA ジョブフェア」において業界団体がブースを出展するなどにより、魅力発信を行います。

企業と求職者のマッチングについては、オンラインも取り入れたしごと体験や企業の人事担当者とじっくり話ができる交流会、合同企業説明会を開催しています。

定着支援については、在職者を対象としたコミュニケーション力など働く上で必要な力を身につけるためのセミナーのほか、企業の管理職等を対象とした部下の育成方法などに関するセミナーを実施しています。

また、令和 7 年度はしごと体験等を通じた求職者とのマッチング機会を拡充できるよう検討しています。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに則した事業展開がされるよう、各市町村との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

(回答)

地域労働ネットワークを活用し、各構成団体と地域における労働問題を共有し、各地域のニーズに合ったセミナーや合同企業説明会等の開催を通じて、労働環境の向上に努めております。

また、大阪府労働相談センターにおいて、労働者の働く環境を向上させるべく、府内の中小企業・小規模事業者に対し、様々なお悩みや課題に応じた改善案を提案するなどの支援を行っております。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、各市町村との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

(回答)

大阪府では、市町村における雇用就労支援の底上げを図るため、地域就労支援コーディネーターの養成や資質向上のための研修会を実施しています。

研修会では生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域若者サポートステーション等、地域の様々な関係機関との連携の働きかけや先進的な取り組みを共有しています。

また、府内市町村で実施される就職イベントを定期的に情報提供するなど、地域就労支援事業の機能がより一層高まるようバックアップに取り組んでいます。

OSAKA しごとフィールドでは、女性の就職支援として、キャリアカウンセリングやセミナーなどにより支援を行うとともに、「子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」」において、保育所の選び方から入所手続きまでの一貫した保活支援や、仕事と子育て等の家庭との両立を支援しています。また、各種専門機関と連携し、女性が働く上で抱える様々な悩みに応じる相談会を開催しています。

就職氷河期世代への就職支援として、キャリアカウンセリングやセミナーによる個々の状況や職歴に応じた支援を実施するとともに、大阪労働局と共催で「就職面接会&合同企業説明会」を実施したところです。

令和7年度は、「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援として、国の交付金を活用し、引き続き支援を実施いたします。

これらの支援策については、OSAKA しごとフィールドのホームページのほか、SNS など様々な方法により周知に努めています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、各市町村との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

(回答)

技専校（府立高等職業技術専門校）では、ひとり親家庭の親の方を対象とした優先枠を夕陽丘校の建築内装 CAD 科ほか 2 科目に、高年齢（55 歳以上）の方を対象とした優先枠を夕陽丘校のビル設備管理科ほか 1 科目に設けております。

令和 7 年度からは新たに、特定世代(35 歳以上 55 歳未満)の方を対象とした優先枠を北大阪校の 3D モデルクラフト科、東大阪校の電気工事科、南大阪校の自動車総合技術科ほか 2 科目に設け、ひとり親家庭の親の方を対象とした優先枠についても東大阪校のビル管理科ほか 1 科目、南大阪校の空調設備科ほか 1 科目に追加で設けており、ハローワークにおいてセミナーを実施するなど、周知広報に努めています。

また、民間教育訓練機関を活用した委託訓練においては、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方への安定就職や子育て中の方が受講しやすい訓練科目を設定しています。

加えて、ひとり親家庭の父母の就職を支援するため、知識等習得コース及び企業実習付コースのすべての科目に、ひとり親家庭の父母優先枠を設けています。

今後も、求職者と求人企業のニーズを踏まえた職業訓練を提供してまいりますとともに、ひとり親家庭の親の就業に向けた職業能力の開発を支援してまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

(回答)

令和6年6月1日現在の障がい者雇用状況では大阪の民間事業主における実雇用率及び雇用されている障がい者数は過去最高を更新し、着実に障がい者雇用は広がっています。

しかしながら、多くの中小事業主において法定雇用率が達成されていない状況であり、中小事業主の障がい者雇用への理解促進が益々重要となっていることから、大阪府ではハートフル条例（令和2年改正）に基づき、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用労働者40人以上100人以下の事業主）に対し、努力義務として、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画書の作成・提出を求めており、大阪府障がい者雇用促進センターにおいて、いわゆる「雇用ゼロ企業」を含めた法定雇用率未達成の特定中小事業主に対して雇用推進計画の作成や達成に向けた助言など、事業主個々の状況に応じた伴走型の支援に取り組んでいるところです。

また、「雇用ゼロ企業」を含めた法定雇用率未達成の特定中小事業主へのヒアリングでは、「自社で雇用できるイメージが持てない」、「自社と同じ規模の・業種の事例を知りたい」との意見があり、その声にこたえるために障がい者雇用の理解促進のためのツール（業種別、障がい者別の業務マトリクス（行列表））を作成し、具体的な障がい者の業務内容等をイメージしてもらうためのツールとして活用いたします。さらに、令和6年度には障がい者雇用を視覚的に理解してもらうため、その協力事業主の中から数社の障がい者雇用のノウハウが分かる「障がい者雇用の理解促進ツール（動画）」を作製しました。

さらに、令和7年度においては、新たに雇用率制度に加わった特定短時間労働（精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者であって、週の労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）や近年、潜在的な求職者の掘起こしとして注目されている通勤困難な精神・発達及び重度障がい者の在宅ワー

クについて中小企業を中心に事例収集し、情報提供・啓発（事例集の発行、ホームページ掲載等）することによって、「雇用ゼロ企業」を含む中小企業の障がい者雇用の促進を図る予定です。

加えて、特に求職者数が増加している精神障がい者を中心とした障がい者職場体験マッチング会の開催や、無料職業紹介による個々の事業主の事情に応じたマッチング、さらに複数の事業主合同での企業面接会等を継続的に行っています。

雇用分野における合理的配慮については、障がい者を採用した企業が、本人の体調管理や他の従業員との日常のコミュニケーション等をサポートすることができるよう、「雇用管理のための対話シート」と「合理的配慮のための対話シート」からなる、独自の「雇用管理ツール」を作成し、その普及を図るとともに、各種セミナーによる啓発や職場定着等に関する相談・助言を行っているところです。

今後とも、大阪労働局をはじめ関係機関との連携を図りながら、障がい者の雇用状況の改善に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備 <新規>

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、関係機関や市町村と連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

(回答)

大阪府では、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し「大阪府外国人情報コーナー」を設置し、外国人の方が安心して過ごせるよう、多言語により生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談に応じています。居住外国人の相談内容から実情やニーズを把握し、臨床心理士による心の相談や、労働・在留資格（ビザ）・法律問題などについての無料の専門相談会を実施するなど、生活支援に努めています。

「大阪府在日外国人施策有識者会議」においては、定住生活を営んでいる外国人に関わる諸課題について、本府が取り組むべき施策に係る意見を幅広く求めています。そうした意見を踏まえつつ、居住外国人への生活支援について、今後とも実効性ある共生支援策の実施に取り組んでいきます。

また、「大阪府自治体国際化推進連絡会議」において、府内市町村及び地域国際化協会等と連携し、多文化共生等にかかる情報交換や相互啓発を基本とした連絡・協調体制を確立しています。

さらに、「OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会」の「共生推進ワーキンググループ」において、大阪出入国在留管理局、大阪府市長会・大阪府町村長会等と連携し、各団体がそれぞれ行う多文化共生推進の取組みの充実を図り、外国人の方が安心して働き、幸せに暮らせる共生社会の実現に取り組んでいます。

(回答部局課名)

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

(回答) ※棒線部について回答

本府においては、令和 6 年 6 月 28 日付けで、令和 5 年度における職員の給与の男女の差異の情報とその要因分析を公表しています。

今後とも、さらなる女性活躍の推進に向けて、適切な対応を行ってまいります。

※波線部について、庁内向けの回答に限る

府庁における育児休業の取得促進に向けては、取得しようとする職員はもちろん、上司や周囲の職員も制度を理解し、職場全体で利用しやすい環境づくりを行うことが重要です。

そのため、令和 4 年度から「子育て支援サイト」に夫婦同時に育児休業を取得した職員の育児休業体験談の掲載や、妊娠や子の出生を申し出た職員に対し、面談等において、育児休業の取得意向の確認や制度の周知を行っております。

令和 6 年度からは、男性職員の育児休業取得促進に向けてナッジ（行動経済学）を取り入れ、取得を原則とする取組みを導入しています。

今後とも、これらの取組みに留まらず、育児に関する休暇・休業制度の利用促進に努めてまいります。

(回答部局課名)

総務部 企画厚生課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

大阪府では、働く場における女性の活躍推進や男女共同参画に向けた取り組みを進める事業者の登録（「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度）や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、公表等を実施している事業者の認証（「男女いきいきプラス」事業者認証制度）、また、他の事業者の模範となる取り組み等を行う事業者の表彰や受賞事業者による事例発表等の取り組みを通じて、女性活躍推進法の周知に努めています。

また、改正育児・介護休業法についても、男女共同参画及び女性活躍推進の観点から、本府ホームページにて情報発信しています。

今後とも、男性の育児休業取得の促進に向けたさらなる機運醸成に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

大阪府労働相談センターでは、女性が活躍できる社会の実現に向け取り組んでいるところです。

働く女性に焦点をあてた相談会における労働相談対応や企業向けに啓発セミナーを実施しています。また働く女性も含めた、すべての労働者に関する労働関係法規をわかりやすく解説した啓発冊子を作成・配布するとともに、ホームページへ掲載しています。

また、「改正育児・介護休業法」については、「女性キャリア継続応援事業」を通じ、男性の育児休業取得促進を含めた啓発冊子の作成・配布を行うとともに、セミナーを開催するなど周知・啓発に努めております。

引き続き、関係法令の遵守等に向けた普及啓発と労働相談センターにおける労働相談の実施に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO (松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターを、大阪市内、北摂、泉州など地域に1カ所設置すること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認 (SOGI) に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

※下線部について回答

大阪府では、府内の10の医療機関の協力を得て、SACHICO を核とした「性暴力被害者支援ネットワーク」を構築し、受診体制の強化を図ってきました。

ワンストップ支援センターのあり方については、関係部局と連携した庁内ワーキンググループにおいて検討を行うとともに、連携先となる機関等、外部の有識者も参画した検討会議を設置し、中長期的な課題についても、検討を進めていくこととしています。

引き続き、SACHICO 及び協力医療機関等と連携しながら、切れ目のない被害者支援に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

危機管理室 治安対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO (松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターを、大阪市内、北摂、泉州など地域に 1 カ所設置すること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認 (SOGI) に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン (2021-2025)」において、「女性の人権を尊重した表現の推進」を基本的方向性として位置付けています。同プランに基づき、府の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現が行われるよう、令和 3 年 3 月に「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を作成し、女性の人権を尊重した表現の推進に取り組んでいるところです。

なお、本ガイドラインについては、その記載内容や表現方法等について府民等から寄せられた多くの意見を踏まえ、令和 3 年 11 月に改訂しました。

今後、府民、事業者等にも参考としていただけるよう、引き続き、情報発信に努めてまいります。

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2022-2026)」については、大阪府ホームページに掲載し、周知に努めているところです。

DV 被害の防止においては、各機関の相談窓口等をまとめたリーフレットを作成し、大阪府ホームページに掲載しています。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (11 月 12 日から 25 日) には、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、府民を対象にしたセミナーの開催

などの啓発活動を行っています。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターを、大阪市内、北摂、泉州など地域に1カ所設置すること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

性の多様性に関する府民の理解増進に向け、リーフレットの配布等、様々な媒体・手法により啓発を行うとともに、性的マイノリティの方が安心して行政サービスを受けることができるよう府職員向け研修を実施しています。

また、幅広い悩みや課題に総合的に対応するため、「大阪府人権相談窓口」を設置し、相談内容に応じて必要な助言を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援も行っています。

相談窓口の周知については、府のホームページ、「大阪府人権相談・啓発等事業」ポータルサイト、Facebook、X(旧 Twitter)や啓発冊子など様々な媒体を通じ行っています。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権企画課
人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターを、大阪市内、北摂、泉州など地域に1カ所設置すること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答) (※下線部について回答)

医療機関との連携などにより、出産後の子どもへの虐待リスクが考えられるなど、出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦については、市町村の母子保健・児童福祉担当部署、教育委員会、府子ども家庭センターなどで構成される要保護児童対策地域協議会にて「特定妊婦」として登録し、継続した支援を行っております。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

③多様な価値観を認め合う社会の構築

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む住民の理解と普及促進を図るとともに、大阪府内の未実施の基礎自治体に対して制度の創設を働きかけること。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

(回答)

大阪府は、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年 10 月に「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定しました。

本条例に基づき、啓発リーフレットの配布等、様々な媒体・手法により、府民の性の多様性の理解増進に向けた取組みを進めています。

また、理解増進に向けた取組みの一環として、令和 2 年 1 月から、パートナーシップ宣誓証明制度を実施していない府内市町村にお住まいの性的マイノリティの方を対象に「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を実施しております。

本制度の運用にあたっては、パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用できるサービスの拡充等、性の多様性に配慮した取組みが進むよう市町村や民間事業者に働きかけを行っていきます。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む住民の理解と普及促進を図るとともに、大阪府内の未実施の基礎自治体に対して制度の創設を働きかけること。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

(回答) (下線部について回答)

○大阪府では、「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー基準への適合を義務化するとともに、設計時に配慮すべき望ましい整備基準を規定した「条例ガイドライン」の周知普及などを通じて、バリアフリースイートの設置など建築物のバリアフリー化を促進しています。

○令和5年5月には「条例ガイドライン」を改訂し、トランスジェンダー等の利用に配慮して、施設内にオールジェンダートイレを設置することを望ましい基準として新たに盛り込んだところです。

○誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりに向けて、引き続き建築物のバリアフリー化に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が多様な相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置されるよう働きかけを行うこと。

(回答)

「改正労働施策総合推進法」において、企業の事業主に、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

大阪府労働相談センターでは、センターにおける労働相談や、ハラスメントを含む労働問題に関する研修に無料で講師を派遣する「きまえ研修」などにおいて、「改正労働施策総合推進法」やそれに基づく「パワハラ防止指針」の周知・啓発に取り組んでいるところです。

あわせて、パワーハラスメントや就活ハラスメント等を含めた職場のハラスメントの防止を図る「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページでの公表により、事業主等への周知・啓発に努めています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小企業に浸透するよう、関係団体と連携して周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

(回答)

厚生労働省が示したガイドラインの中で、両立支援を行うための環境整備の一例として在宅勤務（テレワーク）が挙げられおり、各事業場の実情に応じて検討、導入し、治療のための配慮を行うことが望ましいとされています。

大阪府では令和2年10月から、テレワークの相談窓口（テレワークサポートデスク）を設置し、企業の労務管理等から導入時に必要な環境整備等や、テレワークで働く労働者の不安や孤独感の解消など、テレワーク導入や定着に向けた事業者及び労働者へのサポートを実施しているところです。

また、企業での「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが浸透するよう、「治療と仕事の両立」「介護と仕事の両立」に関する制度や助成金、相談窓口等を記載した啓発冊子を作成・配布し、府内中小企業及び労働者へ広く周知・啓発に努めております。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。